

「埼玉県マスコット「コバトン」」

令和7年版

計量業務実績概要

（令和6年度事業）

埼玉県計量検定所

はじめに

今から150年前の1875年、当時17か国の間でメートル条約が締結され、国際的な計測の基盤を整え、共通の単位を世界で共有するための第一歩が築かれました。

同じく1875年、我が国では、長さ、体積、質量について基準を定め、それまで地域ごとにバラバラだった単位の基準を統一するため、度量衡法規である度量衡取締条例が公布されました。この150年間、計量・計測は、私たちの社会の発展を支えてきました。

計量に関する制度は、経済、産業、文化、消費生活及び教育等、社会における基本的な制度の一つであり、国民生活の利便と安全の確保を通じ、経済の発展及び文化の向上に資するものです。

計量制度の柱となるのが計量法であり、埼玉県計量検定所では、法に基づき正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため、様々な活動を行っています。

本書は、令和6年度に検定所が行った業務の実績をまとめたものです。業務内容を御理解いただくとともに、参考資料として御利用いただければ幸いです。

令和7年9月

埼玉県計量検定所長

深野 成昭

目 次

第1 あらまし

1 所掌事務	1
2 沿革	1
3 所在地・敷地・建物	2
4 担当別職員構成	3
5 組織と事務分掌	3
6 歳入・歳出	4
(1) 歳入実績	4
(2) 歳出実績	5

第2 業 務

1 検定、装置検査及び基準器検査	6
(1) 検定個数及び手数料	6
(2) 基準器検査実績	7
(3) 器種別検定等実績	7
(4) 検定等及び基準器検査の年度別推移	8
2 定期検査	9
(1) 定期検査概況	9
(2) 定期検査総括表	10
(3) 定期検査集計表	11
ア 県による検査	11
(ア) 集合検査	11
(イ) 巡回検査	12
(ウ) 巡回検査 電気式その他	13
イ 指定定期検査機関による検査	15
(ア) 電気式はかり	15
(イ) 中型はかり	16
(ウ) 大型はかり	17
(4) 定期検査の年度別推移	18
3 計量証明検査	19
(1) 検査総括表	19
(2) 検査集計表(指定計量証明検査機関による検査)	20
(3) 検査年度別推移	21
4 計量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査	22
(1) 代検査総括表	22
(2) 代検査集計表	23
ア 定期検査に代わる計量士による検査	23
イ 計量証明検査に代わる計量士による検査	24
(3) 適正計量管理事業所の検査集計表	24

(4) 代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移	25
5 立入検査	26
(1) 商品量目立入検査(食品小売店舗)	26
(2) 質量計の立入検査	27
(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査	27
(4) ガスメーター書類帳簿検査	27
(5) 登録事業者等の立入検査	28
6 登録及び届出	28
(1) 計量士の登録	28
(2) 計量関係事業者の登録及び届出	29
(3) 質量標準管理マニュアルの届出	29
7 適正計量管理事業所の指定等	30
8 計量相談等	30
9 計量思想の普及・啓発事業	30
(1) イベント等の開催	30
(2) 計量強調月間	30
10 会議・講習会等	31
(1) 定期検査に係る事前調査説明会	31
(2) 埼玉県・特定市計量行政連絡協議会	31
(3) 主任計量者試験	31

第3 参考資料

1 検定検査設備等の保有状況	32
(1) 基準器	32
(2) 主な検定検査用具等	33
2 製造・修理事業届出状況	34
3 特定市等の状況	35
(1) 計量事務の権限移譲状況	35
(2) 特定市の定期検査の実施対象地域	35
4 計量団体	36

第1 あらまし

1 所掌事務

埼玉県計量検定所は、埼玉県計量検定所設置条例（平成5年11月1日埼玉県条例第48号）により設置され、埼玉県行政組織規則に基づき、次の事務を所掌している。

- (1) 特定計量器の検定及び装置検査並びに基準器検査に関すること。
- (2) 特定計量器の定期検査及び計量証明検査に関すること。
- (3) 正確な特定計量器等の供給の確保に関すること。
- (4) 計量思想の普及に関すること。
- (5) 前各号のほか、適正な計量の実施の確保に関すること。

2 沿革

- | | |
|-------|--|
| 明治8年 | 度量衡取締条例の制定（8月5日）に伴い、業務を開始した。 |
| 明治24年 | 度量衡法（明治24年3月23日法律第3号公布・明治26年1月1日施行）の制定に伴い、埼玉県度量衡検定所を設置した。 |
| 昭和18年 | 浦和市常盤8-1-2に独立庁舎を建設、昭和19年10月に移転した。 |
| 昭和27年 | 計量法（昭和26年法律第207号公布・昭和27年3月1日施行）の制定に伴い、名称を埼玉県計量検定所と改めた（3月1日）。 |
| 昭和31年 | 埼玉県訓令第22号により、地方行政機関となった。 |
| 昭和32年 | 庶務係及び計量係を新設（12月1日）。 |
| 昭和35年 | 行政組織規則の改正に伴い、係制を課制に改めた。 |
| 昭和38年 | 庶務課、計量第一課、計量第二課の3課制となった。 |
| 昭和41年 | 浦和市沼影256-1に新庁舎を建設し、移転（4月11日）。同時に計量第三課を設け、4課制（5月1日）となった。 |
| 昭和43年 | 次長制を新設。 |
| 昭和44年 | 計量第四課を設け、5課制となった。 |
| 昭和50年 | 行政組織規則の改正（5月1日）に伴い、課名を庶務課、指導課、検査課、検定第一課及び検定第二課と改めた。 |
| 昭和51年 | 行政組織規則の改正（9月1日）に伴い、工業振興課に計量規格係が新設され、計量士の登録、計量器使用事業場の指定、計量特定市の推進及び計量思想の普及の事務を移管した。 |
| 昭和55年 | 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、工業振興課の計量規格係が廃止され、計量士の登録計量器使用事業場の指定及び計量思想の普及の事務を移管された。 |
| 昭和59年 | 大宮市櫛引町2-254-1に新庁舎を建設し、移転（12月25日） |
| 昭和62年 | 主任計量検定員（係長級）を新設した。 |
| 平成5年 | 計量法全部改正（平成4年5月20日法律第51号公布・平成5年11月1日施行）に伴い、埼玉県計量検定所設置条例（平成5年11月1日・埼玉県条例第48号）が制定された。 |
| 平成12年 | 地方分権一括法の施行に伴い、埼玉県計量法関係手数料条例（平成12年3月24日・埼玉県条例第31号）が制定された。行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、課制を担当制に改めた。 |
| 平成14年 | 社団法人埼玉県計量協会を、新たに指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に指定した（3月26日）。行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、総務担当、企画指導担当、検査検定担当の3担当制となった。 |

- 平成19年 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、総務・企画指導担当、検査検定担当の2担当制となった。
- 平成22年 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、立入検査・登録指導担当、検査検定担当の2担当制となった。



計量検定所旧庁舎

（昭和41年～昭和59年）
浦和市沼影（現 さいたま市南区）に所在。

計量器製造メーカーの県内転入に伴う業務量の増加に対応するため、床面積が移転前の297㎡から1,738㎡と、大幅に拡充された。

3 所在地・敷地・建物

所在地	さいたま市北区櫛引町2丁目254番地1	敷地面積：	3,151.22	㎡
建物	〔本館〕鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造平屋建）		1,973.6	㎡
	〔別棟〕鉄骨造平屋建（タクシーメーター装置検査）		175.1	㎡
検査場	〔タクシーメーター装置検査場〕			
	所在地 熊谷市大字久保島682-1（籠原タクシー有限会社敷地内）			
	建物 40.0 ㎡（借り上げ）			

（昭和59年～現在）

東北新幹線の建設に伴い、旧庁舎の敷地が鉄道用地となったため、現在地に移転した。

「コバトン」は平成17年1月から、県内各地で活躍している。



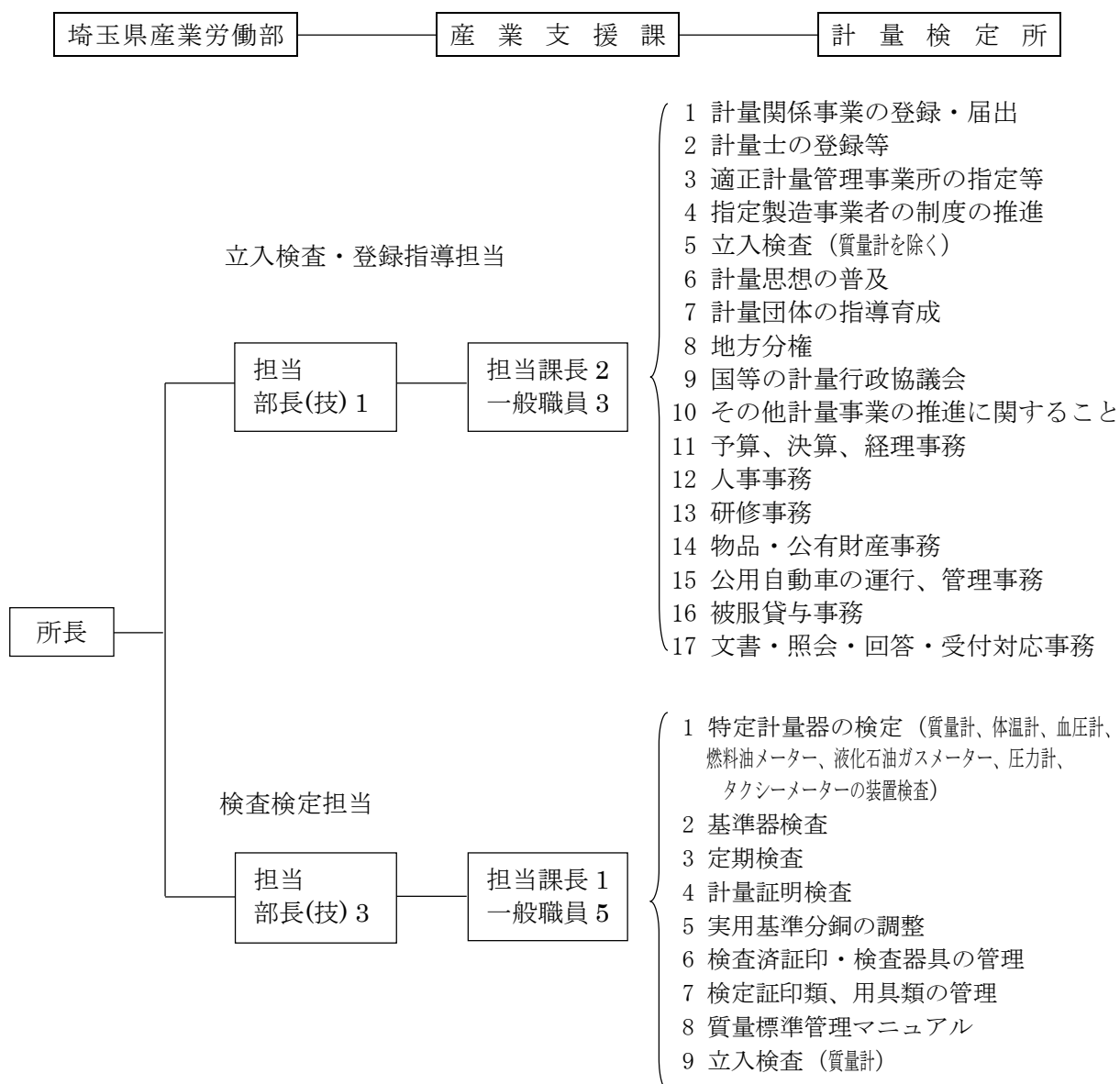
計量検定所現庁舎と埼玉県マスコット「コバトン」

4 担当別職員構成

(令和7年4月1日現在)

			立入検査・登録指導担当		検査検定担当		計		合計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	
所 長	1						1		1
担当部長				1		3		4	4
担当課長			1	1		1	1	2	3
主 任			1	1		2	1	3	4
主 事									
技 師				1		2		3	3
主任専門員						1		1	1
計	1		2	4		9	3	13	
合 計		1		6		9		16	16

5 組織と事務分掌



6 歳入・歳出

(1) 歳入実績

(単位：円)

手数料		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録等 手数料	証明事業登録手数料		108,200	486,900	162,300	162,300	216,400
	証明事業登録証の訂正・再交付		25,900	16,650	18,500	14,800	7,400
	証明事業の登録簿謄本の交付		37,800	32,760	31,920	30,240	42,840
	証明事業の登録簿の閲覧		0	0	0	0	0
	適正計量管理事業所指定手数料		0	0	0	0	0
	適正計量管理事業所検査手数料		0	0	0	0	0
	指定製造事業の指定検査手数料		0	0	0	0	0
	小計 ①		171,900	536,310	212,720	207,340	266,640
定期 検査	集合検査手数料		1,603,240	1,509,650	1,487,070	1,364,780	1,299,690
	巡回検査手数料		1,173,100	1,316,700	1,357,100	222,800	359,350
	小計 ②		2,776,340	2,826,350	2,844,170	1,587,580	1,659,040
証明検査手数料 ③			0	0	0	0	0
検定手数料 ④			8,433,260	7,599,870	6,387,010	6,114,700	4,532,710
装置検査手数料 ⑤			4,390,950	4,223,050	4,134,720	4,119,390	4,155,890
基準器検査手数料 ⑥			184,240	612,780	484,100	841,360	1,621,080
商工業手数料 (①～⑥計)			13,008,450	15,798,360	14,062,720	12,870,370	12,235,360
行政財産使用料			918,581	949,895	939,643	998,651	1,050,224
土地建物貸付収入			38,436	32,910	31,527	35,069	43,715
雑入			0	0	4,603	0	0
合計			16,913,707	16,781,165	15,038,493	13,904,090	13,329,299

(2) 歳出実績

(単位：円)

科目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務費	445,914	1,546,612	439,482	836	160,877
一般管理費	0	1,375,530	0	0	0
12 役務費	0	33,530	0	0	0
18 備品購入費	0	1,342,000	0	0	0
人事管理費	4,814	1,682	1,682	836	2,598
9 旅費	4,814	1,682	1,682	836	2,598
財産管理費	441,100	169,400	437,800	0	158,279
11 需用費	441,100	169,400	437,800	0	99,979
12 役務費	0	0	0	0	58,300
商工費	24,283,339	25,285,710	28,649,449	36,088,983	48,029,280
商工総務費	76,851	36,405	48,539	239	0
4 共済費	76,851	36,405	48,539	239	0
計量検定費	24,206,488	25,249,305	28,600,910	36,088,744	48,029,280
9 旅費	1,053,624	799,740	1,464,572	1,282,057	801,234
11 需用費	4,315,030	4,790,740	4,237,435	5,042,995	5,629,517
12 役務費	2,095,151	2,483,534	2,386,089	2,643,872	1,625,860
13 委託料	15,231,767	16,669,841	17,321,785	20,836,740	20,960,723
14 使用料及び賃借料	343,816	343,650	377,339	352,850	348,086
18 備品購入費	987,800	0	2,226,400	5,818,340	18,471,860
19 負担金補助及び交付金	87,000	137,000	494,790	94,390	82,500
27 公課費	92,300	24,800	92,500	17,500	109,500
合計	24,729,253	26,832,322	29,088,931	36,089,819	48,190,157